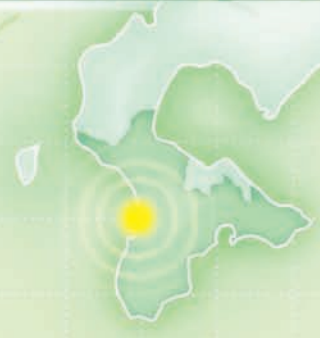




ESASHI SHINKIN BANK



DISCLOSURE 2010

半期ディスクロージャー

江差信用金庫の経営内容について

(平成22年9月末現在)

ごあいさつ

みなさまには、平素より私ども江差信用金庫に対しまして格別のご高配を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

当金庫の平成22年9月末における、主要計数、重要指標、地域貢献活動等についてお知らせいたします。

半期毎の情報開示につきましては、直近の経営実態をお取引先のみなさまにいち早くお伝えすることで、当金庫の健全性・安全性をご理解いただくために、開示させていただくものであります。

なお、今回公表させていただいた計数は、9月末時点において3月末決算とほぼ同様の決算処理を行い算出しておりますが、監査法人等の監査を受けていない計数であることをご承知おきください。

平成22年11月



江差信用金庫

理事長 渡邊 捷美

主要勘定の状況

預金 141,020百万円 (年度初来 7,430百万円の増加)

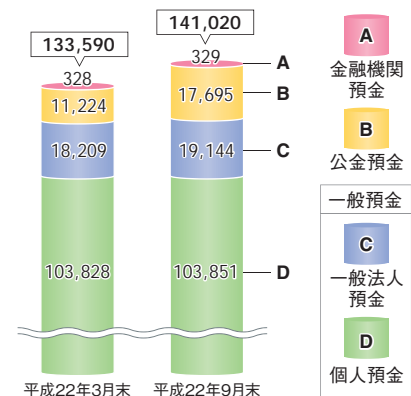
預金は、公金預金で地方公共団体の交付税交付金等の高額滞留等により増加となった他、法人預金も増加したことから、総体では前期末対比で7,430百万円の増加となりました。

預金人格別の状況

(単位:百万円)

	平成22年9月末(A)	平成22年3月末(B)	増減(A)-(B)
一般預金	122,995	122,037	957
個人預金	103,851	103,828	22
一般法人預金	19,144	18,209	935
公金預金	17,695	11,224	6,471
金融機関預金	329	328	1
合計	141,020	133,590	7,430

(注)預金は譲渡性預金を含みます。



※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸出金 67,950百万円 (年度初来 203百万円の減少)

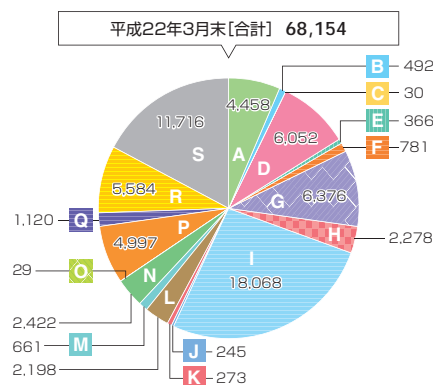
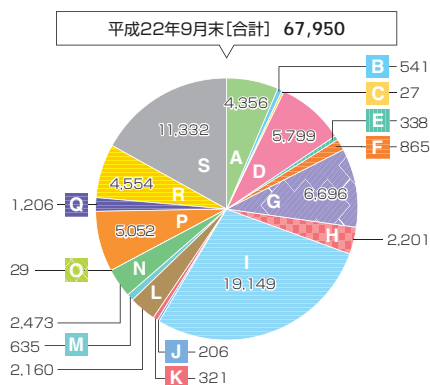
貸出金は、不動産業、卸売業、小売業などで増加が見られたものの、地方公共団体の借入金返済等のほか、建設業、製造業においても資金需要が乏しい現状を受け減少しました。

また、個人においても住宅ローンなどの需要低迷等から減少が見られ、総体的に前期末対比で203百万円の減少となりました。

貸出金業種別の状況

(単位:百万円)

	平成22年9月末(A)		平成22年3月末(B)		増減(A)-(B)	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
製造業	103	4,356	102	4,458	1	△102
農業、林業	15	541	15	492	-	49
漁業	5	27	5	30	-	△3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	247	5,799	245	6,052	2	△253
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1	338	1	366	-	△28
運輸業、郵便業	33	865	33	781	-	84
卸売業、小売業	226	6,696	231	6,376	△5	320
金融業、保険業	12	2,201	11	2,278	1	△77
不動産業	279	19,149	280	18,068	△1	1,081
物品賃貸業	5	206	4	245	1	△39
学術研究、専門・技術サービス業	15	321	16	273	△1	48
宿泊業	26	2,160	27	2,198	△1	△38
飲食業	75	635	78	661	△3	△26
生活関連サービス業、娯楽業	49	2,473	53	2,422	△4	51
教育、学習支援業	4	29	3	29	1	0
医療、福祉	59	5,052	58	4,997	1	55
その他のサービス	52	1,206	54	1,120	△2	86
小計	1,206	52,063	1,216	50,853	△10	1,210
地方公共団体	11	4,554	11	5,584	-	△1,030
個人	3,722	11,332	3,793	11,716	△71	△384
合計	4,939	67,950	5,020	68,154	△81	△203



- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
| ■ A 製造業 | ■ E 情報通信業 | ■ I 不動産業 | ■ M 飲食業 | ■ Q その他のサービス |
| ■ B 農業、林業 | ■ F 運輸業、郵便業 | ■ J 物品賃貸業 | ■ N 生活関連サービス業、娯楽業 | ■ R 地方公共団体 |
| ■ C 漁業 | ■ G 卸売業、小売業 | ■ K 学術研究、専門・技術サービス業 | ■ O 教育、学習支援業 | ■ S 個人 |
| ■ D 建設業 | ■ H 金融業、保険業 | ■ L 宿泊業 | ■ P 医療、福祉 | |

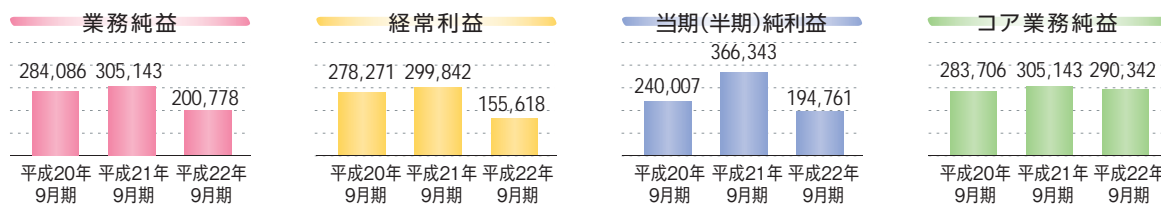
※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益の状況

平成22年9月期時点の損益は、「業務純益」200百万円、「経常利益」155百万円、「当期(半期)純利益」194百万円となりました。貸出金の減少や資金運用利回の低下に伴う資金利益の減少に加え、貸倒引当金の増加や前期の特殊要因(貸倒引当金戻入益、償却債権取立益)の剥落もあり、いずれも前年同月実績を下回りました。

(単位:千円)

	平成20年9月期	平成21年9月期(A)	平成22年9月期(B)	増減(B)-(A)
業務純益	284,086	305,143	200,778	△104,365
経常利益	278,271	299,842	155,618	△144,223
当期(半期)純利益	240,007	366,343	194,761	△171,582
コア業務純益	283,706	305,143	290,342	△14,800



(注)コア業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券売却益-国債等債券償還益+国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却

保有有価証券の状況

有価証券運用は、格付けの高い国債・公社債等を中心に各種リスクに配慮した安全な運用に努めており、平成22年9月末における有価証券の保有状況は以下の通りであります。

なお、時価は期末日における市場価格等によっております。

満期保有目的債券

(単位:百万円)

	平成22年3月期			平成22年9月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が表を上回るもの	13,110	13,536	426	16,736	17,554	817
国債	2,498	2,561	62	2,499	2,566	67
地方債	15,608	16,097	488	19,236	20,120	884
政府保証債	500	498	△2	—	—	—
金融債	1,000	989	△10	1,508	1,505	△3
事業債	—	—	—	502	502	△0
外国証券	1,500	1,367	△132	500	464	△35
小計	3,000	2,855	△145	2,511	2,472	△39
合計	18,609	18,953	343	21,747	22,592	845

その他有価証券

(単位:百万円)

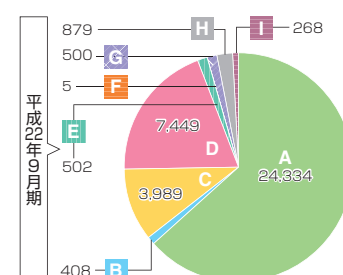
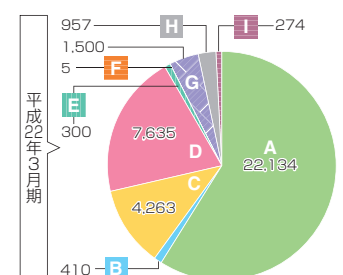
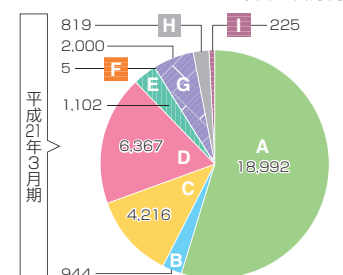
	平成22年3月期			平成22年9月期		
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表を上回るもの	5,993	5,892	100	4,854	4,764	90
地方債	410	405	4	408	405	2
政府保証債	1,710	1,661	48	1,490	1,415	74
金融債	5,637	5,540	97	5,940	5,830	110
事業債	300	300	0	—	—	—
投資信託	101	80	20	90	80	9
小計	14,153	13,880	272	12,783	12,496	287
貸借対照表取得原価を上回るもの	2,530	2,598	△67	2,742	2,798	△55
国債	54	54	△0	—	—	—
金融債	997	1,000	△2	—	—	—
投資信託	855	1,017	△161	789	1,015	△226
優先出資証券	265	343	△78	258	343	△84
小計	4,704	5,013	△309	3,791	4,157	△366
合計	18,857	18,894	△36	16,575	16,654	△78

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	5
投資事業有限責任組合出資金	9

貸借対照表計上額

(単位:百万円)



※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

自己資本の状況

自己資本の構成

平成22年3月期に比べ、「自己資本額」は期中の利益相当額等の積増しにより212百万円増加しましたが、「リスク・アセット等」も預金増加に伴う運用資産の増加を主因として2,758百万円増加し、「自己資本比率」は0.48ポイント低下しました。

自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

(単位:百万円・%)

項目	平成21年3月期	平成22年3月期	平成22年9月期
基本的項目(A)	10,176	10,679	10,874
出資金	368	367	367
利益準備金	369	369	369
特別積立金	9,430	9,900	9,900
次期繰越金	8	42	237
その他有価証券の評価差損	-	-	-
補完的項目(B)	381	358	376
一般貸倒引当金	1,000	753	842
補完的項目不算入額	△618	△394	△466
自己資本総額[(A)+(B)](C)	10,558	11,038	11,250
控除項目(D)	500	500	500
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,727	1,936	1,936
控除項目不算入額	△1,227	△1,436	△1,436
自己資本額[(C)-(D)](E)	10,058	10,538	10,750
リスク・アセット等計(F)	61,111	57,433	60,191
資産(オン・バランス)項目	56,172	52,741	55,383
オフ・バランス取引等項目	272	133	250
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,666	4,558	4,558
単体自己資本比率[(E)/(F)×100]	16.45	18.34	17.86

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
また、平成20年度より自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。
なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成21年3月期524百万円、平成22年3月期36百万円、平成22年9月期78百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は平成21年3月期15.60%、平成22年3月期18.28%、平成22年9月期17.72%となります。

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の重要性

金融機関は、預金や自己資本を資金調達の源泉とし、貸出金や有価証券などの資産を保有・運用しております。自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。

(単位:百万円)

項目	平成22年3月期		平成22年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	52,875	2,115	55,633	2,225
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,875	2,115	55,633	2,225
(i)ソブリン向け	310	12	9	0
(ii)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,024	400	11,476	459
(iii)法人等向け	17,896	715	18,517	740
(iv)中小企業等向け及び個人向け	6,029	241	6,293	251
(v)抵当権付住宅ローン	3,267	130	3,147	125
(vi)不動産取得等事業向け	8,925	357	9,901	396
(vii)三月以上延滞等	529	21	422	16
(viii)その他上記以外	5,891	235	5,864	234
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク	4,558	182	4,558	182
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	57,433	2,297	60,191	2,407

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクは基礎的手法を採用しています。
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法
= 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
= 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%
6. 単体総所要自己資本額
= 単体自己資本比率の分母の額×4%

*記載金額は単位未満および小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

開示債権の状況

○不良債権は、平成22年3月末に比べ181百万円減少しております。

金融再生法に基づく開示債権区分及び同債権区分毎の保全状況 (単位:百万円)

区 分	開示残高	保 全 状 況			
		保全額(イ)+(ロ)	担保・保証による保全(イ)	貸倒引当金(ロ)	
金融再生法上の 不良債権	平成22年9月末(A)	2,164	2,159	1,822	336
	平成22年3月末(B)	2,345	2,338	2,030	307
	増減(A)-(B)	△181	△179	△208	28
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成22年9月末(A)	911	911	726	185
	平成22年3月末(B)	1,073	1,073	887	185
	増減(A)-(B)	△161	△161	△160	△0
危 険 債 権	平成22年9月末(A)	1,250	1,246	1,095	150
	平成22年3月末(B)	1,269	1,264	1,143	121
	増減(A)-(B)	△19	△18	△47	29
要 管 理 債 権	平成22年9月末(A)	2	0	—	0
	平成22年3月末(B)	2	0	—	0
	増減(A)-(B)	△0	△0	—	△0
正 常 債 権	平成22年9月末(A)	66,185			
	平成22年3月末(B)	66,071			
	増減(A)-(B)	113			
合 計	平成22年9月末(A)	68,349			
	平成22年3月末(B)	68,417			
	増減(A)-(B)	△68			

(注) 1. 3月末の自己査定をベースとして、簡便な債務者区分の見直しを行い、債務者区分が下方へ変更になった債権及び期間中の回収額を反映させております。
2. 貸出金のほか、債務保証見返(代理貸付に伴う保証)、未収利息及び与信に関連する仮払金を含めております。
3. 担保・保証による保全(イ)には、3月末から基準月末における担保劣化あるいは保証の見直し等に伴う変動額を反映させております。
4. 貸倒引当金(ロ)は、3月末から基準月末の間で債務者区分の下方変更及び担保・保証の見直し等に伴って発生する必要額を見積もった額で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」について個別貸倒引当金を、また、「要管理債権」については貸倒実績率に基づき算定した一般貸倒引当金を計上しております。
5. 金額については、監査法人等の監査を受けていない計数を計上しております。

信用リスクに関する状況

(1) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成22年3月末	1,000	△247	—	753
	平成22年9月末	753	89	—	842
個 別 貸 倒 引 当 金	平成22年3月末	2,018	△47	1,663	307
	平成22年9月末	307	28	—	336
合 計	平成22年3月末	3,018	△294	1,663	1,060
	平成22年9月末	1,060	118	—	1,178

(2) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
製 造 業	166	83	0	38	83	—	—	—	83	121	6	—
農 業、林 業	1	1	△0	△0	—	—	—	—	1	0	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砂石業、砂利採取業	336	0	△5	△0	330	—	—	—	0	—	15	—
建 設 業	705	63	△14	△1	627	—	—	—	63	61	84	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	11	7	△4	△1	—	—	—	—	7	5	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	547	30	△9	27	507	—	—	—	30	58	107	—
金 融 業・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	12	88	76	△44	—	—	—	—	88	44	92	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	88	—	△88	—	—	—	—	—	—	—	5	—
飲 食 業	14	13	△1	△1	—	—	—	—	13	11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	—	△4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	114	—	—	14	114	—	—	—	—	14	26	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	15	19	3	△1	—	—	—	—	19	18	—	—
合 計	2,018	307	△47	28	1,663	—	—	—	307	336	337	—

1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

中小企業者等の金融円滑化に向けた体制の概要について

江差信用金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業者及び個人のお客さまに対し必要な資金を円滑そして安定的に供給し、また事業者に対する経営相談や経営指導をきめ細かく行い地域経済の発展に寄与することが地域金融機関の最も重要な役割のひとつであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮して参ります。

返済負担軽減等に関する取組み方針の概要

- 1 中小企業のお客さまや住宅資金ご利用のお客さまから返済負担軽減の相談・申込みがあった場合は、お客さまの経営実態や財産および収入等を十分把握した上で、迅速かつ真摯に取組みます。
- 2 中小企業のお客さまに対し適切な経営相談または経営のための指導を行うほか、お客さまの経営改善に向けた取組みを支援いたします。
- 3 お客さまの事業価値を適切に見極めるため、職員の目利き能力向上に努めます。
- 4 お客さまの同意を得た上で、守秘義務に留意しつつ他の金融機関や信用保証協会等と連携を密にし、情報の確認等緊密な連携を図ることに努めます。
- 5 返済条件の変更等を行ったお客さまに対する信用供与についても適切かつ柔軟に検討・協議し、返済負担軽減等の履歴があることのみをもって新規融資や返済条件の変更等の相談・申込みをお断りすることはありません。
- 6 お客さまから、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みにお応えできない場合は、理由や経緯について、できる限り丁寧にお客さまの理解と納得が得られるよう十分な説明を行います。

返済負担軽減等の実施状況を適切に把握する体制の概要

- 1 金融円滑化の実効性を確保するため金融円滑化管理統括部署を本部審査部とし、担当理事を金融円滑化管理責任者、また営業部においては部店長を金融円滑化責任者として、金融円滑化が適切に行われるよう施策を実施しています。
- 2 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化に関する各種情報や計数等を理事会、常勤理事会に報告し、必要に応じ、管理体制の改善を図っています。
- 3 借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みに対応するため、各営業部店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、返済条件の変更等の相談・申込みがあった場合は、内容等を記録し、関連情報等を金融円滑化管理責任者等に報告する体制をとっています。
- 4 借入金の返済に係る相談・申込み内容等の記録については、5年間保存します。

苦情相談を適切に行うための体制の概要

- 1 各営業部店の融資窓口「金融円滑化に関する苦情相談」の旨のプラートを設置し、相談窓口を周知しております。
- 2 お客さまからの貸付条件の変更等に関し、お電話による苦情相談については、本部の倫理法務部コンプライアンス担当に「苦情相談窓口」を設置し、苦情相談を受け付けるとともに、苦情相談内容を管理する体制となっています。
- 3 お客さまからの苦情相談の内容等については、本部の倫理法務部において分析すると共に金融円滑化管理責任者や常勤理事会へ報告し、問題の解決に積極的に取組み再発防止に努めています。

お客さまの事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 1 経営改善に向けての経営相談や経営指導を適切に行うため、本部審査部内に企業支援課を設置し、営業部店と連携のもと支援する体制をとっています。
- 2 貸付条件の変更等により経営改善計画を策定したお客さまには、ヒアリングなどにより適時モニタリングを行い、経営改善に向けた取組みを支援します。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および地域の方々に対し必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

取組み方針

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の方々のおさまな資金ニーズに安定した資金を供給致します。

また、経営環境の変化による条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を行うことを基本方針とし、これまでと同様、地域の中小企業および地域の方々抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

金融円滑化の円滑な実施にむけた体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、最終意思決定機関を理事会と定め、以下の体制の整備を図っております。

- 1 地域金融円滑化のための基本方針の策定。
- 2 金融円滑化管理規定の策定。
- 3 金融円滑化管理責任者の選任および統括担当部署の設置。
- 4 営業部店に「相談窓口」を設置するとともに、営業部店長を「金融円滑化責任者」として任命。
- 5 本部審査部企業支援課による一層の経営改善指導の強化。
- 6 取引先の事業価値を見極める能力(目利き能力)を向上させるため、各種講座の受講。
- 7 苦情受付処理について本部倫理法務部コンプライアンス担当とする。
倫理法務部 電話番号 0139-52-1058(直通)

他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている取引先から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、取引先の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

以上

中小企業金融円滑化法に基づく取扱状況

法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額及び数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	15	378	76	2,155	99	2,344	132	2,914
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	14	368	63	1,923	71	2,049	88	2,456
うち、実行に係る貸付債権	12	338	58	1,687	67	1,821	82	2,215
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	175	2	185
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	2	29	3	194	1	9	2	13
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	2	42	2	42	2	42
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	1	10	13	231	28	294	44	457
うち、実行に係る貸付債権	0	0	9	166	13	180	27	283
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	3	61	8	79
うち、信用保証協会等が債務の保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	1	6	1	6
うち、審査中の貸付債権	1	10	4	65	11	48	7	88
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	1	3	2	6

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権 に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に 貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することが できた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	8	217	24	1,056	25	1,074	26	1,247
うち、実行に係る貸付債権	7	200	23	880	24	898	25	1,071
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	175	1	175
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの 条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0	1	175	1	175
うち、審査中の貸付債権	1	17	1	175	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0

法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額及び数


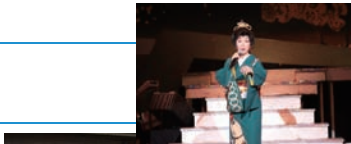




〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権	1	1	4	12	8	27	11	41
うち、実行に係る貸付債権	1	1	3	10	5	15	8	29
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	1	3	12
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	1	2	10	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

上半期中の主なできごと(平成22年度)

年 月 日	内 容	
平成22年 6月 24日	第67回通常総代会を開催しました。(於:江差町 ホテルニューエさし)	
平成22年 7月 3日 ~7月 4日	第10回江差信用金庫杯 道南軟式少年野球大会を開催しました。 (於:上ノ国町 参加14チーム)	
平成22年 7月 7日	第28回江差信用金庫ゴルフ大会を開催しました。 (於:アンビックス函館倶楽部上磯GC 参加50名)	
平成22年 8月 24日	第29回江差しんきん年金友の会総会を開催しました。 ~アトラクション「伍代夏子ショー」(於:函館市民会館 参加1,175名)	
平成22年 9月 10日	第12回江差しんきん年金友の会「パークゴルフ大会」を開催しました。 (於:福島町 参加87名)	
平成22年 9月 11日	全店一斉防災訓練を実施しました。(各町消防署が協力)	

トピックス

地域貢献活動等のご紹介(平成22年4月から9月まで)

地域の皆さまに少しでもお役に立ちたく、各地域で行われている諸行事に積極的に参加・参画をさせていただいております。

環境への取組

- ・各地区で行われた「江差町クリーンアップ作戦」「かもめ島クリーン運動」「福島町春の空缶「0」クリーン作戦」「千軒・三岳の国道パーキングクリーン作戦」「奥尻クリーンアップ作戦」「松前公園清掃作業」「北斗市主催海浜クリーン作戦」へ参加し町内・海水浴場等の一斉清掃を行いました。(本店・福島・奥尻・松前・七重浜支店)
- ・「横綱の里商店街組合花壇整備」に参加し、道の駅前へ花の植込み作業を実施しました。(福島支店)
- ・「檜山の森づくり植樹祭」へ参加し「記念植樹・サクラマス幼魚の放流」を行いました。(上ノ国支店)
- ・函館市が企画した「函館海岸清掃美化活動」に参加し「大森浜海岸」の清掃作業を実施、併せて支店独自に店周りを5ブロックにわけ空缶・ペットボトル・吸殻等の清掃作業を実施しました。(函館支店)

地域行事への参加

- ・厚沢部町「春の交通安全「旗と人の波」作戦」、福島町「春の交通安全祈願祭・交通安全町民大会」へ参加し、交通安全意識高揚と安全運転の呼びかけ等を行いました。(厚沢部・福島支店)
- ・「夫婦の手紙全国コンクール」の審査員を務めた他、表彰式のお手伝いをしました。(松前支店)
- ・各地で行われた「交通安全運動」へ参加し街頭で交通安全の啓蒙活動を行いました。(上ノ国・熊石・厚沢部・福島・奥尻支店)
- ・その他、お祭りをはじめ各種イベントに積極的に参加しております。(全店)



スポーツ振興への支援

- ・「第15回江差信金杯グランドゴルフ大会」を開催し、スポーツ振興を図りました。(奥尻支店)
- ・「第14回江差信金福島支店長杯パークゴルフ大会」を開催し、愛好家の親睦と競技人口拡大を図りました。(福島支店)
- ・「年金友の会 パークゴルフ大会」の支部予選大会を行いました。(本店・熊石・厚沢部・福島・松前支店)



寄 付

- ・「江差かもめ島まつり協賛第31回道南囲碁選手権大会」へ寄付を行いました。(本店)
- ・「乙部八幡神社」の屋根修復工事に係る寄付を行いました。(乙部支店)
- ・各地区で行われた祭りや行事に寄付を行いました。(全店)

店舗一覧

ATMのご利用時間について

(平成22年9月末現在)

		平日	土曜日	日曜日・祝日
本部	松山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1030	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00
本店営業部	松山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1036			
■本店営業部(店外ATM)道立江差病院		9:30 ~18:00		
上ノ国支店	松山郡上ノ国町字大留244番地の9 ☎0139-55-2616	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
熊石支店	二海郡八雲町熊石根崎町115番地の1 ☎01398-2-3026	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
乙部支店	爾志郡乙部町字緑町399番地の1 ☎0139-62-2034	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
厚沢部支店	松山郡厚沢部町新町92番地の2 ☎0139-64-3231	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
福島支店	松前郡福島町字福島53番地の1 ☎0139-47-2022	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
奥尻支店	奥尻郡奥尻町字奥尻809番地 ☎01397-2-2525	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
■奥尻支店(店外ATM)奥尻町総合研修センター(青苗地区)		9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	
函館支店	函館市松陰町23番4号 ☎0138-53-3221	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00
松前支店	松前郡松前町字福山50番地の1 ☎0139-42-2727	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
七重浜支店	北斗市七重浜2丁目28番11号 ☎0138-49-1671	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00
■七重浜支店(店外ATM)ラルズマート久根別店		9:00 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00

※日曜・祝日稼働店舗での、正月三が日は稼働いたしません。

- 当金庫では全店に現金自動預払機(ATM)を2台以上設置し、待ち時間の短縮に努めております。
- ゆうちょ銀行とのオンライン提携により、全国のゆうちょ銀行・郵便局(株)及び当金庫のATMで双方のキャッシュカードの利用(入金・出金・照会)ができます。
- 全国のセブン・イレブン等に設置されているセブン銀行のATMで、当金庫のキャッシュカードの利用(入金・出金・照会)ができます。
- 当金庫が設置したATMで当金庫発行のキャッシュカードご利用のお客さまには、土曜日・日曜日・祝日の出金取引を無料としております。